測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成二十一年六月二十三日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　測量の目的　基本測量（基盤地図情報整備業務）

二　測量の地域　大和郡山市、天理市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、生駒郡平群町及び安堵町、磯城郡三宅町及び田原本町、高市郡高取町、北葛城郡上牧町並びに吉野郡吉野町の区域

三　測量の期間　平成二十一年七月二十八日から平成二十二年三月二十六日まで